附　則

この省令は、令和五年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第八条第一項の表健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十七条第三項に規定する診療等関連情報の項の次に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の四第五項に規定する同意小児慢性特定疾病関連情報の項を加える改正規定及び同表介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報の項の次に難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条第五項に規定する同意指定難病関連情報の項を加える改正規定　令和六年四月一日

二　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則第八条第一項の表難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十七条第五項に規定する同意指定難病関連情報の項の次に医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律（平成二十九年法律第二十八号）第二条第一項に規定する医療情報の項を加える改正規定　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第三十五号）の施行の日

○厚生労働省令第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第二十四条第一項第五号（同条第九項において準用する場合を含む。）、第五十五条の四第一項及び第五十五条の五第一項、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第六条第一項及び第十三条、並びに身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月二十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条　身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（身体障害者手帳の申請）	（身体障害者手帳の申請）
第二条　法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、第一号に掲げる事項（当該申請に係る身体障害者が十五歳未満である場合においては、第二号に掲げる事項）を記載した申請書により行うものとする。ただし、当該身体障害者の居住地と当該身体障害者の保護者の居住地が同一の場合には、第二号に掲げる事項のうち当該保護者の居住地の記載を省略することができる。	**第二条**　（新設）
一　当該申請に係る身体障害者の氏名、生年月日、居住地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）	
二　前号に掲げる事項並びに当該申請に係る身体障害者の保護者の氏名、生年月日、居住地及び当該身体障害者との続柄	
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えるものとする。	法第十五条第一項の規定による身体障害者手帳の交付の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　当該申請に係る身体障害者の写真	三　身体に障害のある者の写真
（削る）	2　前項の申請書の様式は、別表第二号のとおりとする。
（削る）	3　第一項第三号の写真の規格は、別表第三号のとおりとする。
（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）	（身体障害者手帳交付台帳の記載事項）
第六条　令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第六条**　令第九条第一項の規定により身体障害者手帳交付台帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一　（略）	一　（略）
二　身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号	二　身体障害者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。第八条第一項において同じ。）
三～五　（略）	三～五　（略）